



For the senior and family

一般社団法人民事信託相談センター



## 会社概要

商号	 一般社団法人民事信託相談センター
本社所在地	神奈川県横浜市中区花咲町3-87 NSGビル401号
連絡先	 0120-408-409 FAX 045-325-9352 E-mail msc@minjishintaku.org
ウェブサイト	<a href="https://www.minjishintaku.org/">https://www.minjishintaku.org/</a>
事業内容	家族信託セミナー開催・無料個別相談・契約書作成 介護周辺の総合相談・相続の事前相談・不動産（空き家）対策等
設立	平成30年6月



## 関連会社

商号	 株式会社コンセプト
本社所在地	神奈川県横浜市中区花咲町3-87 NSGビル401号
連絡先	TEL 045-325-9351 FAX 045-325-9352
ウェブサイト	<a href="http://www.concept-mngmt.com/">http://www.concept-mngmt.com/</a>
事業内容	コンサルタント・不動産
設立	平成16年2月



# ご高齢の親御さんのサポートを目指します！



## 民事（家族）信託は、高齢化社会の様々な問題を解決する最初の糸口となります！

超高齢化社会となった日本。平均寿命は、男性も80才を越えてきました。それに伴い、病気や介護に取り組む時間も増えています。その時間を家族でどう乗り切るのか、また、人生の後半をどのように充実した「時」とできるのか。とても重い問題を日本は今かかえています。そこで私共民事信託相談センターでは、民事(家族)信託という新しい制度により、この介護の時代を家族で乗り切るためのサポートを開始しました。「家族のことは家族で守る！」コミュニケーション能力の高いスタッフと多数の専門家により、認知症・介護の対策と皆様の安心のため、幅広くお手伝いさせていただきます。

### 安心

日本には様々な専門家(士業)が存在します。しかし契約書作成を目的とする縦割りの専門家では家族信託を取り扱うことは難しいのが現状です。家族信託は完全オーダーメイドで、契約後も長い時間をかけて行う対策の為、その後のご家族との関わりをしっかりと持たない限り本当の契約とは言えません。当センターは「民事(家族)信託」を取り扱う専門家が集まる特別な集団です。ご家族に寄り添い、皆様の「想い」を形にいたします。安心してご相談下さい。

私共が大切にするのは「家族の安心」です。多くのご高齢の方は『子どもには迷惑をかけたくない』と仰います。しかし実際には何をしたらよいか分からず行動を起こせない場合がほとんどです。「家族信託」なら、遺言のように相続後の希望を伝えるだけではなく、介護の時代から効力が始まります。予めご家族で話し合い、結果として争続(あらずく)にならないよう道筋を作ることもできます。ご自身はもとより、お子様が安心して親御さんの介護に取り組めるよう、自分の想いを伝えられるうちに伝え、リスクを想定した対策をとることが大切です。「家族信託」で備えることでご家族皆様の安心へと繋がります。

### サポート

### 信頼

当センターは、一人でも多くの方へ「民事(家族)信託」の制度を知っていただくために、首都圏を中心に無料の説明会や相談会を積極的に行っています。年間100件を超える様々なご相談をいただいておりますので、ご相談内容に合わせて、相続、認知症、介護、空き家対策等の専門家とも連携し、皆様の信頼にお応えいたします。

### 家族信託



認知症等になると本人の銀行口座はどうなるの？  
親が介護施設に移ったら自宅の手続きは誰が行うの？  
など、高齢の親御さんを持たれるご家族が不安に思うことではないでしょうか。親御さんがお元気なうちにお子様と家族信託契約を結んでおくことにより、お子様が親御さんに代わって手続きできるようになります。

### 民事信託（自社株の信託）



中小企業経営者の平均年齢は60歳に迫っています。社長が倒れたり、亡くなってからの事業承継では、スムーズな経営の引継ぎができない可能性が高くなります。自社株の信託なら、贈与税や譲渡税がかからずに、今から安心して経営の承継が行えます。

### 不動産の信託



全国の空き家は約850万戸。面積を足すと九州より広いそうです。空き家の所有者の約50%はまだご存命の方々なのですが、認知症等になると売買等の手続きができなくなってしまいます。しかし、所有者(親御さん)がお子様と家族信託契約をしておくことにより、お子様が親御さんに代わって不動産の手続きができるのです。当センターでは、自宅や空き家の相談から登記まで一貫して対応いたします。

### ご契約後のフォロー

信託契約書の作成は、ゴールではなくスタートです。契約後もご家族の相談事は、実際に始まる親御さんの認知症や介護、自宅の不動産のリフォームや売買等、多岐に渡ります。様々なご相談に対して私共はネットワークを広げて可能な限りお答えしてまいります。

### 民事信託と家族信託

一般的に使われている「家族信託」は俗称で、正式には全て「民事信託」です。私共では主に個人の契約を「家族信託」、法人の契約を「民事信託」と表記しています。また、信託銀行で取扱う商品は「商事信託」ですので、「民事信託」とは全く異なります。

### 提携専門家

#### 【民事信託相談センター 専門スタッフ】

弁護士・司法書士・行政書士・税理士・社会保険労務士・宅地建物取引士  
不動産鑑定士・土地家屋調査士・認知症リハビリター・ファイナンシャルプランナー・終活診断士  
その他多数

#### 【協力相談者ネットワーク】

信託契約経験者による相談コーナー・地域包括支援センター(地域はお問合せ下さい)  
ケアマネージャー・介護士・認知症ネットワーク(有料相談、無料相談)  
高齢者向け保護犬、保護猫の会・介護用リフォーム  
等



民事(家族)信託なら、お元気なうちに認知症等の対策ができます！